2026 年 4 月

浜松市産後ケア事業

～あなたの産後をサポートします～

出産されたお母さんと赤ちゃんの新生活がスムーズにスタートできるように、
心身のケアや育児のサポートが受けられる産後ケア事業を行っています。

利用できる方

浜松市にお住まいの方で、産後１年未満のお母さんと赤ちゃん

※里帰り等で一時的に浜松市にお住まいの方で、住民登録をしている自治体に産後ケア利用料の払い戻し（償還払い）制度がない場合は利用できます。

※お母さんだけでも利用できます。

※医療行為が必要な方は利用できません。

※流産・死産・中絶・新生児死等を経験された方もご利用いただけます。

ケアの内容

	宿泊型	デイサービス型			訪問型 60 分～90 分程度 ※助産師等の往復移動時間を含む
		１日タイプ	短時間タイプ		
			①１時間を超える	②１時間以内	
利用上限	合わせて７日まで		合わせて７回まで		
自己負担額	（別紙）実施施設一覧 参照		1,700 円	850 円	2,500 円（＊）
実施内容	（1）お母さんの身体のケアや産後の生活の指導、栄養指導 （2）適切な授乳ができるためのケア（乳房ケアを含む） （3）沐浴や抱き方などの育児の手技についての具体的な指導及び相談 （4）生活の相談、支援　など				

※ 本人と配偶者がいずれも市民税非課税者や生活保護受給者に該当する場合は、自己負担額の減免制度があります。

※ 訪問型の利用において、往復 20 ㎞以上の移動距離がある場合には、別途料金が発生する場合があります。また、訪問者の駐車場をご用意ください。（有料駐車場を利用した際は、駐車料金をご負担いただきます）

※ デイサービス型（短時間タイプ）、訪問型の利用において、診療時間外の利用時や、ケアに要した時間等により、別途料金が発生する場合があります。

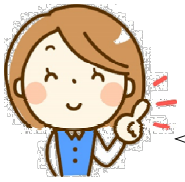

利用には「事前申請」が必要です。
詳しい内容については、各こども家庭センターまでお問い合わせいただくか、右の二次元バーコードからご確認いただけます。

子育て情報サイト「ぴっぴ」
産後ケア事業

【問合せ先】

	窓口		電話番号
中央区	中央健康づくりセンター（こども家庭センター）	中央区役所内	053-413-5577
		東行政センター内	053-424-0122
		西行政センター内	053-597-1174
		南行政センター内	053-425-1590
浜名区	浜名健康づくりセンター（こども家庭センター）	浜名区役所内	053-585-1120
		細江健康センター内	053-523-3121
天竜区	天竜健康づくりセンター（こども家庭センター）	天竜保健福祉センター内	053-922-0075

～申請方法のご案内～

◆ご利用には、事前申請が必要です。

◆申請方法　次の①、②のいずれかの方法で申請してください。

① オンラインにより申請手続きをする。

・浜松市こども家庭センターLINE アカウントのリッチメニュー「産後ケア申請」をタップ、または、子育て情報サイトぴっぴ上の Web フォームをクリックし、「産後ケア事業利用申請書兼同意書」の提出をしてください。

公式 LINE「浜松市こども家庭センター」をお友達登録してね♪

・出生連絡票の提出ができる！
・産後ケア事業の申請ができる！
・教室・相談の予約が簡単にできる！
・市の相談窓口につながる！
・健診・予防接種などの情報が届く！

② 各こども家庭センターで申請手続きする。

受付時間：月～金（祝日を除く）　午前９時 ～ 午後４時３０分

≪申請時の持ち物≫

・親子健康手帳（母子健康手帳）を必ずお持ちください。
・浜松市産後ケア事業利用申請書兼同意書（各こども家庭センター窓口にて配付、または子育て情報サイトぴっぴからダウンロードできます。）

※本人と配偶者（生計を共にするパートナーを含む）がいずれも市民税非課税者や生活保護受給者に該当する場合は、自己負担額の減免制度があります。以下に当てはまる場合、以前お住まいだった市町村から「市町村民税非課税証明書」を取り寄せ、ご持参ください。
…前年１月２日以降に浜松市に転入された方で、1～6 月に利用申請する場合
…当年１月２日以降に浜松市に転入された方で、7～12 月に利用申請する場合

※里帰り等で、市外の契約外実施施設で実施内容に該当するケアを受けた際には、費用の一部助成ができる場合があります。詳しくは、ホームページ（表面の二次元バーコード）からご確認ください。

「はますくヘルパー利用事業」のご案内

家事・子育て等に不安や負担を抱える妊婦や子育て家庭を対象にヘルパーが訪問し、家事の手伝いや育児相談にのります。

対　　象　浜松市内にお住まいの妊婦または 3 歳未満の乳幼児を養育している保護者

利用期間　妊娠中からお子さんが 3 歳の誕生日を迎える前日まで

利用料金　有料（事業者 1 時間あたりの利用料と交通費から、公費負担額を引いた金額 ）

※ご利用には、事前に申請書の提出が必要です。 詳しくはこちらからご確認ください。→

子育て情報サイトぴっぴ